三	<u>-</u>	_
一 農地法(诏和二十七年法律第二百二十九号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	3	1
-	J	T

○ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(附則第三条関係)農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

		딘	
農山漁村における再生 発電の促進に関する法 (平成二十四年法律 号)	(略) 法 律	備考 この表の下欄の用語の 別表第一 第一号法定受託事務	改
この法律の規定により都道府県が処理	(略) 事務	法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる一 第一号法定受託事務(第二条関係)	正案
	(略) 法 律	備考 この表の下欄別表第一 第一号法定	現
	(略) 事務	語の意義及び字句の意味によるものとする。の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる受託事務(第二条関係)	行
		· のとする まする 場	

号から第三号までに掲げる目的を達 ととされている事務 の規定により都道府県が処理するこ 項において準用する場合を含む。 係るものに限る。 成するための指定に係る保安林にお ては、 ととされている事務 項において準用する場合を含む。 整備計画に係るものに限る。) する権利を取得する行為に係る設備 いて行う行為に係る設備整備計画に の規定により都道府県が処理するこ 第七条第四項第五号(第八条第四 第七条第九項第一号(第八条第四 森林法第二十五条第一項第一 (民有林にあつ

()
(農学を見る等に関でる)
1年 / 田 禾	(孝) (召:11)
_	- 上 -
在 光行写儿	、F去聿育し上し
ーノチン	トしま)
	(付則 育 引 長 長 長 長 長 長 長 に 大 に に に に に に に に に に に

(傍線の部分は改正部分)

2~4 (略)	2~4 (略)
二・三(略)	二・三(略)
	項
	律(平成二十四年法律第 号)によりその権限に属させた事
りその権限に属させた事項	山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法
域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)によ	間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)及び農
年法律第七十二号)及び農山漁村の活性化のための定住等及び地	年法律第七十二号)、農山漁村の活性化のための定住等及び地域
農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五	農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五
進法(昭和五十五年法律第六十五号)、特定農山村地域における	進法(昭和五十五年法律第六十五号)、特定農山村地域における
う。)の利用関係の調整に関する事項並びに農業経営基盤強化促	う。)の利用関係の調整に関する事項並びに農業経営基盤強化促
りその権限に属させた農地又は採草放牧地(以下「農地等」とい	りその権限に属させた農地又は採草放牧地(以下「農地等」とい
一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法令によ	一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法令によ
第六条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。	第六条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。
(所掌事務)	(所掌事務)
現	改正案

\bigcirc
農地法
(昭和)
一十七年法律第二
百百
一十九号)
(附則第五条関係

(傍線の部分は改正部分)

がたに	ょる	市の	`	用	永	第三		
第五条第一項本文こ規定する場合は、この限りでない。『ければならない』だれし、沙の名号のいすれかに認当する場合及』	しばよっよい。 こご くるその他政令で定める場	町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得す権利を取得する者(政令で定める者を除く。)がその住所のある	政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可(これら	及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には	小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使	条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、	(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)	改正案
び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。	しばよっよい。 こご くるその他政令で定める場	市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利の権利を取得する者(政令で定める者を除く。)がその住	、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可	用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する。	永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはそ	第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は	(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)	現

ひ第五条第一項本文に規定する場合は この限りてない り(これら 9る場合及 可)を受け 利を取得す 任所のある る場合には ての他の使 は地上権、

一 { 九 (略)

+

る法律

(平成二十四年法律第

号)

第十七条の規定による公

一 { 九

(略)

十一十六

(略)

2 5 7

(略)

十一~十七

(略)

四条第四項の権利が設定され、

又は移転される場合

告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第

農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関す

(農地又は採草放牧地についての権利取得の届出)

第三条の三 農地又は採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる 第三条の三 農地又は採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる (農地又は採草放牧地についての権利取得の届出

当する場合その他農林水産省令で定める場合を除き、遅滞なく、農場合、同項各号(第十三号及び第十七号を除く。)のいずれかに該権利を取得した者は、同項の許可を受けてこれらの権利を取得した る市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。 林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存す

当する場合その他農林水産省令で定める場合を除き、遅滞なく、農場合、同項各号(第十二号及び第十六号を除く。)のいずれかに該 林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存す 権利を取得した者は、同項の許可を受けてこれらの権利を取得した る市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。

2

2

(略)

(略)